

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業(学童保育所)の設備及び運営について条例で基準を定める必要がある。(根拠:改正児童福祉法第34条の8の2第1項)市が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及び員数については厚生労働省で定める基準に従い(注1)定めるものとし、その他の事項については厚生労働省で定める基準を参酌(注2)するものとされたため、本市基準案を策定するものである。

注1:条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。(表中基準類型「従う」)

注2:地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。(表中基準類型「参酌」)

なお、本市では、小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準を策定しており、対応済のものは※1のとおりである。また、マニュアルに定めて対応済みのものは※2のとおりである。

項目	国基準骨子	現状	本市基準案	基準類型	
(1)総論 関係	①放課後児童健全育成事業者の一般原則等	家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。	※1	国基準どおり	参酌
		事業を利用している児童(以下「利用者」という。)の人権への配慮、人格を尊重して、運営を行わなければならない。	※1	国基準どおり	参酌
		地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容を説明するよう努めなければならない。	※1	国基準どおり	参酌
		運営の内容について自己評価、結果を公表するよう努めなければならない。	運営状況の検証をして見直しを行っているが、結果の公表はしていない。	国基準どおり	参酌
		放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	※1	国基準どおり	参酌
		軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施をするよう努めなければならない。避難及び消火訓練は定期的に行わなければならない。	※1	国基準どおり	参酌
	②職員の一般的要件等	健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	※1	国基準どおり	参酌
常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。		※1	国基準どおり	参酌	
放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修の機会を確保しなければならない。		※1	国基準どおり	参酌	
(2)設備 関係	放課後児童健全育成事業所に設ける設備	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)、支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。	※1	国基準どおり	参酌
		専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。	定員に対して1.65㎡以上を確保している。(弾力的な運用をした場合を除く。)	国基準どおり ただし、当面の間弾力的な運用をすることができることとし、経過措置等を設ける。	参酌
		専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。(利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	※1	国基準どおり	参酌
		専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	※1	国基準どおり	参酌

項目	国基準骨子	現状	本市基準案	基準類型	
(3)職員関係	放課後児童健全育成事業に従事する者	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。	※1	国基準どおり	従う
		放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。	※1 1所運営では正規職員2人、非常勤嘱託職員1人、2所運営では正規職員2人、非常勤嘱託職員3人を基本とし、弾力的運営を図ることとし、入所児童数及び障がいのある児童の入所数に応じて非常勤嘱託職員または臨時職員を配置している。	国基準どおり	従う
		放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ・保育士の資格を有する者 ・社会福祉士の資格を有する者 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長(特別区の区長を含む。)が適当と認めたもの	※1	国基準どおり	従う
		支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数(児童の集団の規模)は、おおむね40人以下とする。	<基準定員> 定員60人:7所、定員55人:1所、 定員50人:1所、定員40人:3所、 定員35人:1所、定員30人:3所、 定員20人:1所	国基準どおり ただし、当面の間弾力的な運用をすることができることとし、経過措置等を設ける。	参酌
		放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。(利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	※1	国基準どおり	従う
(4)その他	その他の運営基準	利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いをしてはならない。	※1	国基準どおり	参酌
		職員は利用者に対し虐待をしてはならない。	※1	国基準どおり	参酌
		利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	※1、※2	国基準どおり	参酌
		感染症又は食中毒の発生、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	※1、※2	国基準どおり	参酌
		必要な医薬品その他の医療品を備え、管理しなければならない。	※1、※2	国基準どおり	参酌

項目	国基準骨子	現状	本市基準案	基準類型	
(4)その他	その他の運営基準	放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。 ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項等	※1、※2	国基準どおり	参酌
		職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	※1	国基準どおり	参酌
		職員は業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。	※1	国基準どおり	参酌
		利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等をしなければならない。	※1	国基準どおり	参酌
		市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善を行わなければならない。	市事業として実施している。	国基準どおり	参酌
		社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力しなければならない。	記載はないが対応する。	国基準どおり	参酌
		開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。	※1	国基準どおり	参酌
		開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。	※1	国基準どおり	参酌
		保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容及びつき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	※1	国基準どおり	参酌
		市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して支援に当たらなければならない。	※1	国基準どおり	参酌
		事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。	※1	国基準どおり	参酌
	賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。	※2	国基準どおり	参酌	
(5)経過措置	経過措置	施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める。	国基準どおり	—	